

■ 特 集

- ◆ 日系企業をめぐる工場立ち退きの動向
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 1

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 9

■ 産 業

- ◆ 中国医薬品市場の現状と展望 ～日系企業に求められる取り組み～ (後編)
三菱東京 UFJ 銀行 戦略調査部 香港駐在 12

■ 人民元レポート

- ◆ 「債券通」と中国債券市場の対外開放について
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 18

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 34 回
～広東省・香港・マカオ 粵港澳大湾区開発推進に関する枠組協定に調印
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室 22

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：最近の外国投資促進新政策の公布及び新「外資系企業投資産業指導目録」の
発表
KPMG 中国 25

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「日系企業をめぐる工場立ち退きの動向」

◇最近、中国全体で企業の強制移転に関する多くの計画・方針が策定、実施されている。代表的なものに、「全国旧工業基地調整改造計画」、「大気汚染防止行動計画」、「水質汚染防止行動計画」、「化学工業園区の規範的發展に関する指導意見」、「長江経済ベルトの工業グリーン發展に関する指導意見」などがある。

◇これらは都市の市街地にある古い工業区の移転計画か環境汚染防止を目的とした移転方針を示しており、これに基づいて各地方政府が具体的な計画を策定しており、今後も多くの都市で企業の移転が実施されると見られる。

◇日系企業としては、環境規制対応に不安がある場合は自主的に移転を検討、現法近くに公共施設の建設計画がある場合は早期に関連情報を入手、土地開発を急ぐ都市近郊農村部の政府が違法な立ち退き通告等を行う場合は弁護士に相談の上政府と交渉すること等の対応が望まれる。

経 済 「中国経済の現状と見通し」

◇2017年4-6月期の実質GDP成長率は前年同期比+6.9%と前期から横這いで安定成長を続けている。過剰生産の能力の調整に伴う鉱業・重工業向け投資の低迷、高水準のインフラ投資に若干の不服感、不動産投資に対する購入規制強化の影響を、輸出・個人消費の加速が補っている。

◇今後については、過剰生産能力の削減に伴う投資への下押し圧力は続くものの、輸出回復、消費の堅調な拡大に加え、秋の共産党大会を控え安定成長のための多様な政策が取られることも見込まれることから、来年にかけても+6%台の成長は維持できるものと予想される。

◇但し、海外では経済成長に伴う債務の急拡大に対する警戒感が止まず、今後、金融面のリスクも視野に入れ、中国金融当局が市場の動勢に応じた的確で機動的なコントロール機能を果たせるか注視が必要となろう。

産 業 「中国医薬品市場の現状と展望 ～日系企業に求められる取り組み～ (後編)」

◇中国の医薬品市場は、近年、伸び率は鈍化しているものの着実に拡大し、市場規模は2016年には日本を抜き米国に次ぐ世界2位となった。今後については、中国政府の薬価抑制の取り組みを背景に引き続き伸び率は鈍化するも、医療アクセスの向上を受けて堅調な成長が見込まれる。

◇中資は漢方薬・ジェネリック薬、外資はパテント薬と棲み分けが形成されているものの、薬価に対する下押し圧力が強まる中、中資メーカーは近年、外資系メーカーの買収を通じて高付加価値医薬品の獲得に注力。中長期的には中資系メーカーの台頭が見込まれ、競争環境は激化しよう。

◇こうしたなか、我が国メーカーとしては、現地ニーズを踏まえた製品の拡充、販路ルートの拡大、生産能力の拡充とR&D機能の強化といった取り組みが不可欠。また、製品や販売ルートの拡充には、有望な中資系企業の買収合弁設立・戦略提携の活用が重要となろう。

人民元レポート 「債券通」と中国債券市場の対外開放について

- ◇中国の債券市場が米国、日本に次ぐ規模にまで成長し、市場の対外開放が国策の一部となる中、今年7月に本土市場と香港市場を結ぶ新たな枠組みである「債券通」が導入された。今回は、海外投資家が本土の債券市場にアクセスする「北向き」からのスタートとなる。
- ◇「債券通」導入の背景には、海外投資家にとって本土よりも馴染みが深くアクセスが容易な香港を活用することで、本土の債券市場の活性化を図るという中国政府の意図がある。「債券通」では、投資家が自己名義で中国本土に債券保管口座を開設することが不要になるなど、これまでの制度に比べて参加へのハードルが低くなっている点が特徴だ。
- ◇今後、「債券通」の利用拡大に加え、中国債券市場が主要なグローバル債券インデックスに組み入れられれば、海外投資家の参入は本格的に加速していく可能性がある。一方、海外投資家は安心して中国債券市場に参加するために、制度の透明性と安定性の向上を引き続き中国当局に求めていくだろう。

連載 「華南ビジネス最前線 第34回

～広東省・香港・マカオ 粵港大湾区開発推進に関する枠組協定に調印

- ◇本年7月1日、中国国家発展改革委員会と広東省、香港、マカオ地区政府は「広東省・香港・マカオ協力深化、大湾区建設推進に関する枠組協定」に調印。大湾区は広東省珠江デルタ地域の9市と香港、マカオで構成され、これらの各都市の経済の融合を通じて地域全体の総合的競争力を引き上げることが目的とする。
- ◇大湾区各都市の産業にはそれぞれ強みがあり、今後例えば、企業の資金調達や香港、研究開発は深圳、製造業は広州などといったサービス体系が大湾区内で構築できれば、地域発展の潜在余地が大きいといえる。
- ◇但し、経済融合のためにはインフラ施設の連結や市場の一体化、自由な資金移動、人の自由往来等が不可欠となるが、中国本土の外貨管理制度や大湾区都市間の自由往来制限などの問題も残っている。今後、本協定に基づき定期的な合同会議の開催や年次計画の策定が行われるとされており、課題解決が期待されている。

スペシャリストの目

税務会計 「最近の外国投資促進新政策の公布及び新『外資系企業投資産業指導目録』の発表」

- ◇2016年12月、李克強首相が対外開放の度合いを更に引き上げ、公平な競争環境の整備を指示したことを受け、今年に入って1月に「対外開放の拡大と外資の積極的利用に係る若干の措置に関する通知」(通知)が公布、6月に「外商投資産業指導目録」2017年改訂版(新目録)が発表された。
- ◇新目録は、先端製造、ハイテク、省エネ・エコ、現代サービスの分野を奨励、サービス業、製造業、採鉱業分野の外資規制を一定程度緩和。外資の管理モデルは、内国民待遇とネガティブリスト方式を組み合わせたもので、新目録のネガティブリスト対象外となる外資企業の設立と変更は、承認制から届出制に変更された。
- ◇通知では、地方政府による法的権限範囲内での投資誘致政策の制定・公表を認め、雇用創出、経済成長、技術イノベーションなど貢献度の高いプロジェクトの立ち上げを支援し、企業の投資・運営コストを低減させることを規定している。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年10月18日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



日系企業をめぐる工場立ち退きの動向

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

最近、中国に製造現法を持つ企業から、現地政府から工場の立ち退きを求められる可能性があるが、どう対応したらよいかという相談を受けることが多い。それらの工場は、大都市の近郊や中都市の市街地に立地しているが、工場の周辺に住宅が迫ってきている、あるいは近くに地下鉄の駅が建設される計画があるということで、一様に不安を抱いている。今回は、最近の立ち退きをめぐる動きと企業として注意しておくべき点について述べてみたい。

なお、立ち退きに当たる言葉は、中国語では「拆遷」が最も近い。これは以前は法令でも使用されていたが、現在は「征收」（収用のこと）という言い方に変わっている。ここでは、政府の収用による撤去を立ち退きという。

1. 最近の動向

政府の立ち退きに関する統計は、公表されていない。ただ、地方政府の土地・建物の収用に関する公告からある程度動向がうかがえる。それによれば、近年、日系企業が集中している沿海地方の都市では、農村の集団所有土地の収用は活発に行われているが、国有土地にある建物の収用についてはあまり多くない（注1）。例えば、上海市では農村の集団所有土地の収用は毎年数百件に上っているが、国有土地の建物の収用は数件にとどまっておろ、隣の蘇州市でも2016年以降、国有土地の建物の収用決定公告は1件も出されていない（注2）。

しかし、中国全体では、企業の強制移転に関する多くの計画・方針が策定、実施されている。代表的なものは、「全国旧工業基地調整改造計画（2013～2022年）」（2013年3月公布）、「大気汚染防止行動計画」（2013年9月公布）、「水質汚染防止行動計画」（2015年4月公布）、「化学工業園区の規範的發展に関する指導意見」（2015年11月公布）、「長江経済ベルトの工業グリーン發展に関する指導意見」（2017年6月公布）などである。これらはいずれも最近公布されたもので、都市の市街地にある古い工業区の移転計画が環境汚染防止を目的とした移転方針を示している。これに基づいて各地方政府が具体的な計画を策定しており、今後も多くの都市で企業の移転が実施されると見られる。

このうち「全国旧工業基地調整改造計画（2013～2020年）」は、都市の市街地にある古い工業区を丸ごと郊外に移転させる計画である。この計画で初めて中央財政から移転資金が交付されることになり、2015年までに全国86カ所の工業区を対象に実施されている。北京や上海などの特大都市では、以前から独自の都市計画に基づいて計画的に工業区の移転が進められているが、この計画でその他の都市でも移転が加速している。

また、「大気汚染防止行動計画」は、都市の市街地にある鉄鋼、石油化学、化学、非鉄精錬、セメント、板ガラスなど環境汚染が重大な企業に対する移転を2017年までに基本的に完了することを目標に掲げている。

「長江経済ベルトの工業グリーン発展に関する指導意見」は、2017年6月に公布されたもので、上海、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、重慶、四川、雲南、貴州の11省市の危険化学品の生産企業47社を指定し、移転させる計画である。この47社はいずれも大型企業で、関連企業への影響が大きいと見られる。

日系企業が立ち退きに遭遇するケースは、2000年代に入って以降に増えている。当初は道路や地下鉄など公共のインフラ建設の必要から求められることが多かったが、近年は都市化が急速に進展するとともに、労働集約型企業や環境汚染企業が移転の“圧力”を受けることが多いようである。ただし、これらは強制的に立ち退きを求められるものではなく、自主的な移転を要請されるケースがほとんどと見られる。

2. 立ち退きに関する法の問題

1) 国有土地上の建物の収用に對する補償

日系企業の工場建物は、大部分が国有土地にあると見られる。その土地所有権は、自ら有償払い下げを受けたか、政府から無償割り当てを受けたか、または国有土地上の建物を賃借しているかだろう。上記のように、国有土地上の建物の収用は沿海地方の都市ではあまり多くないが、地方によっては今後もインフラ建設など公共の利益の必要から立ち退きを求められる可能性がある。

その手続きや補償条件は、「国有土地上建物収用・補償条例」（国务院令 第590号、2011年1月21日公布・施行、以下「条例」という）で原則が定められ、省・自治区・直轄市政府がある程度具体的な規定を制定しているが、不明確な部分が多く、実際には地方ごとに大きく異なっている。

「国有土地上建物収用・補償条例」のポイント

【収用の事由】

- ・ 政府による収用は、以下の公共の利益の必要に限られる。
 - ① 国防・外交の必要
 - ② 政府が組織、実施するエネルギー、交通、水利などインフラ建設の必要
 - ③ 政府が組織、実施する科学技術、教育、文化、衛生、スポーツ、環境・資源保護、防災・減災、文化財保護、社会福祉、市政公用など公共事業の必要
 - ④ 政府が組織実施する保障性住宅工事建設の必要
 - ⑤ 政府が都市農村計画法の関係規定に基づいて組織、実施する倒壊危険のある建物が集中し、インフラが劣悪な地域で行う旧市街区改造の必要
 - ⑥ 法律・行政法規に定めるその他公共利益の必要

【収用の手順】

- ・ 収用を管轄する政府は市・県級政府。収用の手順は以下の通り。 ※市・県級市は末端の郷・鎮の一級上の県級市、県のほか、その一級上の地級市の区、開発区、新区、園区などをいう。
 - 1) 市・県級政府が建物の収用計画について、国民経済・社会発展計画、土地利用全体計画、都市農村計画などに合致しているかどうかを審査する。
 - 2) 市・県級政府が決定した建物収用部門が補償案を策定し、市・県級政府に報告する。
 - 3) 市・県級政府が補償案を公示（補償協議締結期限を含む）し、公衆の意見を聴取する（期間は30日以上）。 ※公式にはこの時点で初めて情報が公開される。
 - 4) 市・県級政府が社会安定リスク評価を行うとともに、収用補償資金を手配する。

- 5) 市・県級政府が建物収用を決定し、公告する。(被収用者が決定に不服の場合、行政再審を申請するか、または行政訴訟を提起することができる。)
- 6) 建物収用部門と被収用者が補償協議を締結する。合意しない場合は、建物収用部門の報告により市・県級政府が補償を決定し、公告する。
- 7) 被収用者は補償協議または補償決定で確定した移転期限内に移転する。

【補償の範囲・条件】

・被収用者への補償は、以下の範囲・条件とされる。

- ① 被収用建物の価値：収用決定公告の日の類似の建物の市場価格を下回らないことを前提として、被収用者が選定した不動産価格評価機関の評価により確定する。
- ② 移転費用、臨時配置費用：機器・設備、物品等の移転費用は、収用者と被収用者が協議により確定し、合意しない場合は不動産価格評価機関の評価を通じて確定する。※この規定は、住宅・都市農村建設部の「国有土地上建物収用評価弁法」(2011年6月3日公布・施行)による。
- ③ 生産・業務停止による損失：収用前の利益、停止期間等により確定する。具体的な規則は、省・自治区・直轄市が制定する。

ほかに市・県級政府による補助・奨励がある。具体的な規則は、市・県級政府が制定する。

【補償の方法】

補償の方法は、金銭補償、建物の権利交換のどちらかで、被収用者が選択できる。権利交換を選択した場合、市・県級政府が交換する建物を提供し、その建物と元の建物の価値の差額を精算する。

収用の手続きについては、「条例」では、政府が収用を確定してから後の手順が示されているが、それによると、収用される側が公式に知らされるのは補償案が公示された時点であり、その後、収用の正式決定公告、補償協議締結を経て移転するまで、あまり時間がない。通常は1年が目安となる。企業としては、その間に諸々の準備・手配をしなければならない。

収用の補償については、「条例」で、補償の対象は建物の価値、移転費用、臨時配置費用、生産・業務停止による損失と定められている。このうち建物の価値は、政府の収用決定公告日の類似の建物の市場価格を下回らない前提での評価額とされているが、土地に対する補償が明確でない。実務上は土地と建物が一体で評価されるが、土地に対する評価が市場価格より低いことが多い。

その他の補償については、地方ごとに具体的な基準が定められているが、移転費用は建物の建築面積に基づいて算出し、また生産・業務停止による損失の補償額は建物の評価額の一定比率を上限としている地方が多く、そのため企業の実際の負担額に満たないことがある。

なお、企業が民間の工場建物を賃借している場合、政府の収用に際して補償はない。ただ、多くの地方では、公有の建物を賃借している場合も補償の対象とするという規定を設けており、企業が政府の資金で建設された賃貸工場に入居している場合には、補償を受けることができる。

一部地方の非住宅建物を収用する場合の具体的補償条件

※下線部分は地方独自の規定

<p>【北京市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転費用の基準は、<u>建築面積 1 平米当たり 50 元とする。</u> ・臨時配置費用の基準は、区・県の建物収用部門が収用決定公告日の類似の不動産市場における月賃貸料を下回らない金額で確定する。<u>支給期限は 4 ヶ月とする。</u> ・電話、有線テレビ、空調、給湯器等の移設費用は、区・県の建物収用部門がその地区の市場価格を参考に確定する。 ・生産・業務停止による損失補償額は、以下の計算式で算出する。 $\text{(建物の月賃借料 + 月純利益} \times \text{修正係数} + \text{従業員月生活補助)} \times \text{補償期限}$ 修正係数は 1 を基準とし、建物の状況により最高 1.2。従業員月生活補助は、建物収用決定前月の北京市の月最低賃金。補償期限は、建物の建築面積に応じ、最低 6 ヶ月から最高 7 ヶ月。 ・奨励金の具体的な基準は、区・県政府が確定する。 	<p>【蘇州市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転費用、臨時配置費用、生産・業務停止の損失補償等の基準及びその他の関係補助・奨励基準については、市・県政府（蘇州市が管轄する県級市または県）が制定する。 ・<u>賃貸用建物の収用で、被収用者（所有者）と賃借人が賃貸借契約の解除で合意しない場合は、建物収用部門は被収用者に対して建物の権利交換を実行しなければならない。</u>
<p>【天津市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産・業務停止による損失の補償は、被収用建物の価値の 10% を上回らない金額を一括で支払う。</u>具体的な補償基準は、区政府が確定する。 ・被収用者が、生産・業務停止による損失が区政府の基準を超えると認識する場合は、収用前の実際の経営上の利益を証明する資料を建物収用部門に提出し、建物収用部門は不動産価格評価機関の評価により補償を行う。 ・<u>公有の非住宅建物の収用で、被収用者（所有者）と賃借人が賃貸借契約の解除で合意しない場合、被収用者には被収用建物の価値の 20%、賃借人には 80% を補償する。</u> 	<p>【寧波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償範囲は、建物と内装の価値、付属物の価値、移転費用、臨時配置費用とし、<u>重要施設（エレベータ、中央空調、電話、モニタリングシステム、変電・配電システム等）の移転、生産・業務停止を伴う場合は、その損失も補償する。</u> ・<u>移転費用と臨時配置費用は、建物の評価額の一定比率で計算し、一括で支払う。</u>具体的な規定は、市政府が別途制定する。 ・<u>被収用者（建物の所有者）または生産経営者に対する生産・業務停止による損失の補償は、建物の評価額の一定比率で計算する。</u>具体的な規定は、市政府が別途制定する。損失額が補償金額を超えると認識する場合は、収用前 3 年間の利益証明、納税証明、停止期間等の証明資料を建物収用部門に提出し、評価機関により評価を行う。ただし、<u>停止期間の計算は 12 ヶ月を超えないものとする。</u>
<p>【大連市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有の非住宅建物の賃借人への補償について 	<p>【広州市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被収用者の生産・業務停止による損失の補償

<p>は、収用部門が市の財政部門、国有資産監督管理部門等と別途制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産・業務停止による損失の補償は、建物収用部門が経営規模、経営状況を参考にして経営者との協議により解決する。合意しない場合は、不動産価格評価機関の評価により補償金額を確定するか、または経営者の直近 3 年間の税金・行政費用の納付額に基づいて補償金額を査定する。 	<p>は、建物収用前の利益、停止期間等により確定するが、利益については原則として収用決定前 1 年以内の実際の月平均税引き後利益を基準とする。納税状況等の証明資料を提出できないか、または税引き後利益を確定できない場合は、前年度のその地区の同業種の平均額または同類の建物の市場における賃貸料で計算する。停止期間は 6 ヶ月として計算する。</p>
<p>【上海市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非居住用建物の収用での被収用者、公有建物の賃借人に対する補償の範囲は、以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①建物の市場評価価格 ②設備移転・据付費用 ③再使用できない設備については再取得価格から経年減価した費用 ④生産・業務停止による損失の補償 期限内に移転する被収用者、公有建物の賃借人に対する奨励については、区・県政府が基準を制定する。 生産・業務停止の損失補償基準は、被収用建物の市場評価額の 10%とする。被収用者、公有建物の賃借人がそれを超えると認識する場合は、収用前 3 年間の平均利益、停止期間等についての証明資料を提出する。収用部門は不動産価格評価機関に評価を委託し、その結果に基づいて補償する。 公有の非居住用建物を収用する場合の補償基準は、被収用者（所有者）に対しては評価額の 20%、賃借人に対しては 80%とする。 	<p>【深圳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被収用建物の内装費の補償については、当事者間の協議で確定する。合意しない場合は、不動産価格評価機関が再取得価格から経年減価した評価額で補償する。 建物以外の構築物、その他付属物の補償については、当事者間の協議で確定する。合意しない場合は、不動産価格評価機関が再取得価格の評価額で確定することができる。 移転費用標準は、工場建物、オフィス用建物は 1 平米当たり 40 元、商業用建物は同じく 60 元とする。被収用者が上記の基準に同意しない場合、生活用品、事務用品、機器設備、在庫製品の費用について評価機関に評価を委託できる。移転できないか、再使用できない場合は、再取得原価から経年減価した評価額で確定する。 臨時配置費用の基準は、金銭補償の場合は 3 ヶ月分の市場における賃貸料とする。 生産・業務停止による損失の補償基準は、納税証明により利益を提示できる場合、6 ヶ月分の税引き後利益とする。提示できない場合は、前年度の同業種の月平均税引き後利益で計算するか、または同類の建物の 6 ヶ月分の市場における賃貸料とする。

2) 農村の集団所有土地の収用に対する補償

農村の集団所有土地を使用している日系企業は、郷鎮企業との合作経営企業くらいで、あまり多くないが、上記のように、それらの企業は立ち退きに遭遇する可能性が比較的高いと思われる。

こうした農村の集団所有土地が収用される場合の企業に対する補償条件は、国有土地上の建物に対するよりも劣る。集団所有土地の収用補償については、「土地管理法」で、補償の対象は土地、住民の再配置費用、土地付属物とされ、補償の基準は省・自治区・直轄市が規定するとされている（注 3）。

補償条件については、上海市の規定が比較的詳しいが、①非居住用建物に対する補償は金銭で行

う、②企業に対する補償金額は土地収用事務機構が委託する評価機関の評価によるが、建物の再取得価格と土地収用取得費用の合計とする、③その他の補償は、設備移転・据え付け費用、再使用できない設備の補償（再取得価格から劣化分を控除）、生産・業務停止による損失補償とする、と定められている（注4）。

建物に対する補償額の基準は、多くの地方で上海市と同様、建物の再取得価格と土地収用取得費用とされているが、これは市場価格とは異なる。一方、国有土地上の建物に対する補償は不動産価格評価機関による市場価格での評価額とされており、その差は大きい。また、収用手続きも、国有土地上の建物を収用する場合に比べると一方的で、企業が交渉できる余地が少ない。

3. 政府の対応の問題

上記のように、収用に関する法の規定はあいまいな部分が多く、具体的な扱いは地方政府に委ねられている。しかも、実際に土地・建物の収用にあたるのは市・県クラスの政府から委託を受けた末端の鎮・郷政府やその傘下の開発業者であることが多い。そのため、往々にして違法なやり方が採られる。

企業の代理人となって政府との交渉を行っている中国の弁護士によると、都市の郊外や農村にある企業では、実際には商業開発が目的であるにも関わらず、それを明かさずに地元政府から立ち退きの範囲に入ったなどと通告を受けるケースが多いという。

また、補償案が提示されるが、企業が国有土地収用権を持っているに関わらず、国有土地上の建物の収用の補償条件ではなく、集団所有土地の収用の補償条件であったり、補償すべき費用が含まれなかったりといったことも少なくない。更に、企業が移転に同意しない場合には、各種許可証の保有、納税、労働管理、消防、安全生産などの瑕疵を挙げ、あるいは建物が違法建築だとして脅しをかけてくることもあるという。

4. 日系企業の対応策

1) 環境規制への不安がある場合

日系企業の中には、工場の周辺に住宅が迫りつつある中で、環境規制によって移転を求められるのではないかと不安を抱えている企業もある。しかし、環境規制による立ち退きは、市・県以上の政府の計画で強制的に実施されるもので、その対象は都市の市街地にある重度の環境汚染企業である。日系企業は、設立時に基本的な環境規制をクリアしているため、移転が強制されることはまずない。また、企業が国有土地収用権を持っている場合には、「公共の利益の必要」がない限り、法的には立ち退きが強制されることはない。ただし、環境規制は年々厳しくなっており、排水や排気での汚染物質排出量が基準を超えている場合には是正と操業停止が命じられ、移転する場合でも政府の補償や奨励金は支払われない。

したがって、環境規制への対応に不安がある場合には、自主的に移転することを検討すべきである。ただ、移転先が同じ市や県の中であれば移転（現法の登記地の移動）も可能だろうが、別の行政区域に移転する場合は行政手続きが煩雑で、従業員の処遇にも時間がかかり、生産に空白を生じるリスクがあるため、先に新現法を設立し、後で今の現法を解散・清算するという方法が現実的である。

2) 公共施設の建設などの計画がある場合

現法の近くに公共施設が建設される計画がある場合、立ち退きの範囲に入る可能性がある。こういう状況にある場合には、早期に情報を入手することが重要である。上記のように、国有土地上の建物の収用では、企業が公式に知ることができるのは補償案が公示された時点だが、それよりはるか前に政府部門による計画立案（「立項」、区・県クラスの政府による審査・承認と収用範囲の確定という手続きがある。それらの段階で、地元政府の責任者や計画に関係する部門から正確な情報を得て、早めに対応を検討するのがよい。

「公共の利益の必要」による収用の場合、「条例」では、収用される側には行政再審査や行政訴訟を提起する権利が認められているが、これらを行わずに立ち退きをしない場合、市・県級政府は裁判所への強制執行を申し立てることができることとされている。したがって、政府が「条例」に違反していない限り、立ち退きを拒否することはできない。

収用に応じて補償を受ける場合、「条例」では、金銭補償と建物の権利交換（一般に同じ市や県の中で政府が提供する建物と交換する）があり、収用される側はいずれかを選択することができるが、実際には政府から建物の権利交換を勧められることが多い。その場合、建物の価値の差額を計算し、清算するとされ、評価によって建物の価値が確定する。評価機関の選定は収用される側にあるとされているので、自社で評価機関の選定を行うべきである。政府が企業の同意を得て評価機関を選定する場合もあるが、その評価額に納得できない場合には、企業自身で評価機関に評価を委託し、それらの評価額を突き合わせて交渉するのがよい。

更に、移転費用や生産・業務停止による損失補償については、地方ごとに算出基準が定められているが、企業の実際の負担額に満たないことが多いため、交渉の際に企業側から資料を提示して説明することが必要となる。交渉次第で、補償条件・金額が大きく変わることが多い。

3) 現法が都市近郊の農村部にある場合

現在、多くの都市の近郊では、外地からの人口流入、市街地からの住民の移転が増えている中で、住宅や商業施設の建設需要が高まっている。地元の政府としては、これらの建設を急ぎたいところだろうが、民間の建物であれば、「公共の利益の必要」という大義名分で強制的に立ち退きをさせることはできない。

こうした中で、地方によっては、上記のような政府による違法な立ち退きの通告や強制が行われることがある。こうした事態に遭遇した場合には、弁護士に相談して政府と交渉するのがよい。

ただ、政府が企業に自主的に移転することを望んでいることもある。その場合は、「協議移転」として協議を通じて移転の時期や補償の条件を決めることになるが、政府の要請を受けての移転であることから自社に有利な条件を引き出すこともできるため、前向きに考えてもよいだろう。

(注 1) 農村の集団所有土地の収用と国有土地上の建物の収用に分かれているが、これは政府が収用する対象が異なるためである。前者が土地所有権を収用するのに対し、後者は土地の所有権は国にあるので収用するのは所有権のある建物に限られるという建前から区分されている。ただし、基本法規である「国有土地上建物収用・補償条例」では、国有土地上の建物が収用されると、それに付随して土地使用権は「回収」されるとされている。

- (注2) ここでいう蘇州市は、管轄する市と県を含まない。昆山市と張家港市では2016年以降も数件ある。
- (注3) 各地方の根拠規定は、以下の通り。
北京市：「国有土地上建物収用・補償の関係事項に関する通知」(北京市住宅・都市農村建設委員会、2012年7月12日発布・実施)、「北京市国有土地上建物収用生産・業務停止損失補償暫定施行弁法」(北京市住宅・都市農村建設委員会等、2011年11月18日発布・実施)
天津市：「天津市国有土地上建物収用・補償規定」(天津市人民政府令第27号、2017年2月20日公布、同年4月1日施行)
大連市：「大連市国有土地上建物収用・補償業務の実施意見」(大連市人民政府、大政発[2012]28号、2012年4月24日発布・実施)
上海市：「上海市国有土地上建物収用・補償実施細則」(上海市人民政府令第71号、2011年10月19日公布・施行)
蘇州市：「蘇州市国有土地上建物収用・補償暫定施行弁法」(蘇州市人民政府、蘇府規字[2011]3号、2011年3月18日発布・実施)
寧波市：「寧波市国有土地上建物収用・補償弁法」(寧波市人民政府令第219号、2015年3月18日公布・施行)
広州市：「広州市国有土地上建物収用・補償実施弁法」(広州市人民政府、穗府[2014]38号、2014年11月18日発布・施行)
深圳市：「深圳市建物収用・補償実施弁法(試行)」(深圳市人民政府令第292号、2016年12月23日改正公布・施行)
- (注4) 「中華人民共和国土地管理法」(国家主席令第28号、2004年8月28日改正法施行)第47条。
- (注5) 「上海市集団土地建物収用補償暫定施行規定」(2011年11月4日公布・施行)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
池上隆介

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原 陽子

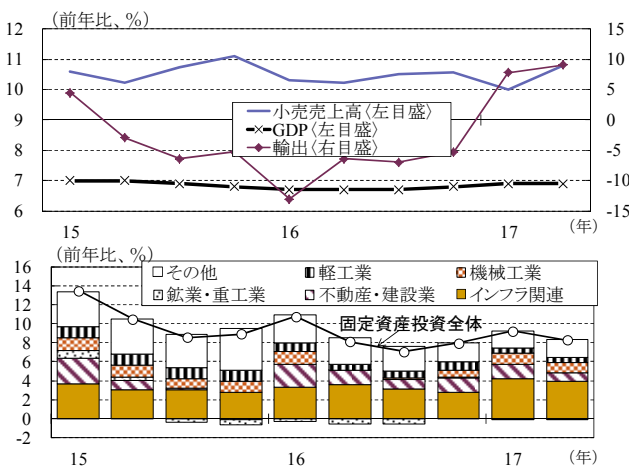
本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>

1. 現状：4-6月期の実質GDP成長率は前年比+6.9%と前期から横這い

中国経済は安定成長を続けている。4-6月期の実質GDP成長率は前期に続き前年比+6.9%となり、同+6.7~6.9%という狭いレンジでの推移が2年に及ぶ(図表1)。別統計から詳細をみていくと、過剰生産能力の調整に伴う鉱業・重工業向け投資の低迷が続き、高水準のインフラ投資には若干の不服感、不動産投資にも購入規制強化の影響が出てくる一方、輸出・個人消費は加速した。なお、直近7月の経済指標は総じて前月から伸びが低下している(図表2)。内需には全国的な猛暑や中部・南部の洪水の影響があり、輸出では牽引役である欧米向けの減速が響いた。

図表1：中国の固定資産投資とGDP関連指標



(資料) 中国国家统计局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の主な月次経済指標の推移

	2017年				
	3月	4月	5月	6月	7月
実質GDP(前年比、%)	6.9	6.9			n.a.
輸出(前年比、%)	16.0	7.5	8.3	11.3	7.2
輸入(前年比、%)	20.0	11.7	14.5	17.2	11.0
固定資産投資(都市部) (年初来、前年比、%)	9.2	8.9	8.6	8.6	8.3
小売売上高(前年比、%)	10.9	10.7	10.7	11.0	10.4
工業生産(前年比、%)	7.6	6.5	6.5	7.6	6.4
製造業PMI	51.8	51.2	51.2	51.7	51.4
非製造業PMI	55.1	54.0	54.5	54.9	54.5
消費者物価(前年比、%)	0.9	1.2	1.5	1.5	1.4
生産者物価(前年比、%)	7.6	6.4	5.5	5.5	5.5

(注)1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家统计局発表の指標。

2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したものの。

(資料) 中国国家统计局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. 見通し：来年にかけても前年比+6%台の成長は維持

このように足元では天候・災害等の要因もあり、景気の増勢はやや鈍ったとはいえ、前年比+6%台の成長は来年にかけても維持できるものと予想される。過剰生産能力の削減に伴う投資への下押し圧力は続くものの、素材価格持ち直しなどによるポジティブな効果も顕在化しつつある上、輸出

回復、消費の堅調な拡大といったプラスファクターもある。加えて、習近平政権には、当面、多様な政策を総動員してでも安定成長を志向すべき理由がある。秋に迫った共産党大会（5年に1度開催される最重要会議）において、習政権の2期目に磐石の体制を築けるように指導部人事を決定するために不可欠だからである。また、大会後も急速な景気減速により社会の安定を損なうリスクを看過するとは考えにくい。

以下詳細をみていく。前年に続き、2017年も生産能力削減は鉄鋼・石炭で順調に進展しており、年間目標に対する達成率は鉄鋼で84.8%（5月末）、石炭で85%（7月末）となっている。もともと、地条鋼（スクラップを原料とする粗悪な鉄鋼製品で統計上把握されていないが、生産能力は約1億トンといわれる）については、国家発展改革委員会が6月末までに全廃という目標を達成したと発表したが、国务院の抜き打ち検査で違法生産が発覚し、李克強首相が改めて厳格な取締りを指示した。こうした状況は削減の実態に疑義を生じさせるものであるが、鉄鋼・石炭ともにインフラ投資拡大による需要喚起と相まって、市況が回復していることは事実であり、その結果、2017年1-6月の利益総額は鉄鋼業で前年比1.9倍、石炭業で同15.1倍にも達している。なお、工業・情報化部によれば、アルミ、セメント、板ガラスでも過剰生産能力の削減が進展しているとのことである。

過剰生産能力の削減に伴う鉱業・重工業向け投資の減少が不可避であるにもかかわらず、経済が安定成長を続けることができたのは前年比+20%超のインフラ投資拡大によるところも大きい。その投資主体は国有企業で、これを支えるPPP（政府・企業連携）については6月末時点で事業数1万3,554件、総事業費16.4兆元に膨らんでおり（図表3）、新たな地方政府・国有企業債務の膨張の恐れをほらむとの見方もある（実際、中央政府も違法な資金調達を阻止すべく管理強化を進めている）。ただし、インフラ投資拡大による成長の底支えは減税・費用削減策とともに民間企業の経営環境の改善に貢献しており、製造業や第三次産業向け投資の加速を間接的に促すプラス面もあることは否定できない。

不動産投資については、住宅在庫に応じた土地供給策の下で底堅い推移が見込めそうである。住宅在庫は2016年初頭のピークに比べ▲26.7%も低い水準にまで減少してきている。2016年秋以降、大都市圏を中心とした住宅価格が高騰した地域では、地方政府による住宅販売規制再導入の動きが拡大した結果、需要が中小都市にシフトし、足元の在庫削減は中小都市が中心となっていると報じられている。農民工（都市在住の農村戸籍保有者）が大都市圏から出身地域の中小都市に移転する動きも指摘されており、これは中央政府が期待した通りの都市化進展といえる。

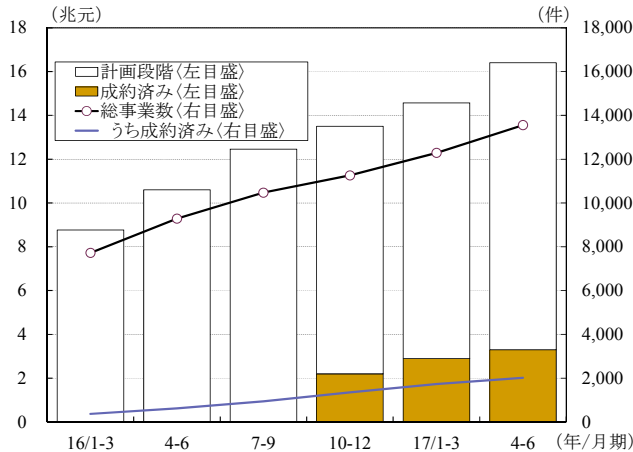
個人消費は堅調さを維持しよう。年初からの小型車減税の減税幅引き下げ（5%→2.5%）のマイナス影響は緩和されつつあり、また、住宅市況が崩れないという前提の下では家具・建築資材等の住宅関連品の伸びも底堅い推移が予想される。安定成長下、求人倍率は1.1倍超まで上昇し、所得拡大は若干ながら加速という良好な雇用・所得環境が持続している。また、ネット販売も引き続き前年比+40%台の高率の伸びで牽引役を果たしている。

一方、輸出については海外景気回復の下での増加基調がメインシナリオながら、不確定要素が強まっている。貿易政策における米政府の軟化は北朝鮮問題解決に向けた中国の影響力行使への期待によるところが大きかったが、この期待は失望に転じている。7月の第1回米中包括経済対話も新たな通商合意に至らず、また、8月にはトランプ大統領の指示を受けて米通商代表部が通商法301条に基づく知的財産権侵害などについての調査開始を正式発表した。これに中国商務部は強い不満を表明し、報復を示唆した。本格的な制裁合戦は双方に痛手が大きいという事実が歯止めをかけるとの見方は根強いものの、先行きは予断を許さない。

また、金融面のリスクも視野に入れておく必要がある。7%近い経済成長が続いているにもかかわらず、海外において中国リスクへの警戒感が収まらないのはそれが債務の急拡大を伴っているためである。中国当局は年初来、金利の高め誘導やシャドーバンキング規制の強化といったデレバレッジへの取り組みを進めているが、従来とは逆方向の政策であるだけに短期金利の急騰、株価の急落

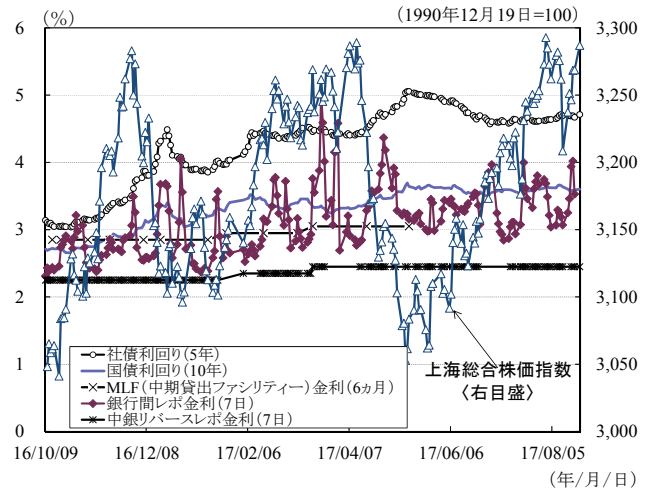
といった金融・資本市場の動揺が一時的に生じている(図表4)。7月24日の中央政治局会議では、年後半の経済運営について構造調整の進展とシステミックリスクの回避を強調しているが、金融当局が市場の動勢に応じた的確で機動的なコントロール機能を果たせるか注視を要しよう。

図表3：中国のPPP事業の推移(累積ベース)



(注)2016年7-9月期以前の成約済み案件の事業費に関する数値は不明。
(資料)中国財政部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4：中国の金利と株価の推移



(資料)中国人民銀行等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表5：アジア・豪州経済見通し総括表

	名目GDP(2016年)		実質GDP成長率(前年比、%)			消費者物価上昇率(前年比、%)			経常収支(億ドル)		
	兆ドル	シェア、%	2016年実績	2017年見通し	2018年見通し	2016年実績	2017年見通し	2018年見通し	2016年見通し	2017年見通し	2018年見通し
アジア11カ国・地域	18.17	100	5.9	6.1	5.8	2.2	1.9	2.2	4,704	3,659	3,534
中国	11.22	61.7	6.7	6.8	6.4	2.0	1.5	1.7	1,964	1,321	1,224
インド(年度ベース)	2.26	12.4	7.1	7.4	7.6	4.5	3.1	4.5	▲152	▲327	▲367
NIEs	2.56	14.1	2.4	2.5	2.4	1.1	1.6	1.6	2,425	2,313	2,352
韓国	1.41	7.8	2.8	2.7	2.6	1.0	1.9	1.6	987	910	903
台湾	0.53	2.9	1.5	2.0	2.1	1.4	1.2	1.3	723	716	730
香港	0.32	1.8	2.0	2.8	2.3	2.4	1.6	2.0	149	89	101
シンガポール	0.30	1.6	2.0	2.5	2.2	▲0.5	0.8	1.4	567	599	618
ASEAN5	2.14	11.8	4.9	5.1	5.1	2.4	3.3	3.6	467	351	325
インドネシア	0.93	5.1	5.0	5.1	5.2	3.5	4.2	4.6	▲168	▲180	▲183
マレーシア	0.30	1.6	4.2	5.2	4.6	2.1	3.9	2.8	69	70	68
タイ	0.41	2.2	3.2	3.5	3.5	0.2	0.7	1.5	477	432	388
フィリピン	0.30	1.7	6.9	6.4	6.3	1.8	3.1	3.4	6	▲0	1
ベトナム	0.20	1.1	6.2	6.3	6.4	2.7	3.9	4.2	82	30	51
オーストラリア	1.22	-	2.4	2.4	2.7	1.3	2.0	2.1	▲332	▲371	▲368

(資料)各国統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufj.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



中国医薬品市場の現状と展望 ～日系企業に求められる取り組み～(後編)

三菱東京 UFJ 銀行
戦略調査部 香港駐在
Chrissy Huang

前号より中国における医薬品市場の動向、業界構造及び競争状況を考察しているが、後編である本稿では、政策・規制とメーカー動向について紹介する。

1. 政策・規制

中国政府は薬価抑制・個人負担の軽減・品質の高い医薬品の普及を進める方針（図表 1）。

- ✓ 薬価の上限価格撤廃を通じて、これまで導入の進まなかった高価で効能の高い医薬品を促進する一方、低価格なジェネリック薬の普及を推し進めている。
- ✓ 基本保険のカバー人口や適用医薬品の拡充に加え、病院における医薬品販売への依存度を引下げることで、個人負担の軽減を進める方針。
- ✓ ジェネリック薬の検査厳格化に加えて、パテント薬の承認加速により、流通する医薬品の品質向上を図る方針。

《 図表 1：中国における近年の政策・規制動向 》

項目	年	政策	内容
薬価抑制	2017	公立医療機関における薬品調達で「両票制」を実施する意見（試行）	製薬企業から公立医療機関への販売までの医薬品流通を 2 回に限定（Two Invoice System）。流通に関わる卸企業数を制限することで、 薬価を抑制し、患者の医療コスト負担の低減を図る
	2015	医薬品価格改革を推進する意見に関する通知	麻酔薬など一部を除き、医薬品の小売価格に上限を設ける政府指導価格を撤廃。従来は導入の進まなかった 高価格だが効能の高い医薬品の流通増を狙う 。また、 低価格のジェネリック医薬品、認知度の高い漢方薬なども優位に
		公立病院における医薬品集中調達の整備に関する指導意見	公立病院は原則として、省・市を代表する大型調達機関による共同入札制度を経由させることで 薬価を抑制 （但し、入札時には、価格以外にも、医薬品の品質や供給の安定性なども併せて考慮される）
個人負担軽減	2017	国家基本医療保険、工傷保険及び生育保険薬品目録（2017 年版）の発布	基本医療保険適用医薬品リスト（NRDL、National Reimbursement Drug List）を 8 年ぶりに改定。児童薬、ガンなど重大疾病の医薬品に加え 2009 年以降に許可された新薬を計 339 点追加。 高品質薬の利用と患者負担の低減を促進
	2016	都市・農村住民基本保険制度統合に関する意見	補償範囲や保険給付対象の医薬品が少ない「新型農村合作医療」を都市住民の保険制度と統合。 農村住民の医療費負担を低減
		医療サービス価格改革を推進する意見に関する通知	医療機関の診察や手術などの診療報酬を労働価値に見合った合理的な水準に引き上げる一方、大量の医薬品使用を抑制し、 医薬品収入に過度に依存した体質の改善 （約 50%から 30%以下を目指す）を図る
高品質医薬品の普及促進	2016	ジェネリック医薬品品質・治療効果一致性評価に関する意見	2007 年 10 月 1 日以前に発売されたジェネリック薬の品質・治療効果の一致性評価を、基本医薬品リスト登録の製品は 2017 年までに、その他化学医薬品は 2021 年までに行うことを義務付けて、 品質の低い医薬品の淘汰を進める
		医薬品・医療器械審査承認制度改革に関する意見	申請案件の審査・承認を加速させ、付加価値の高い新薬、特許切れ薬の初のジェネリック薬などについて優先審査制度を適用。 品質の高い医薬品の早期流通を目指す

（資料）新聞報道、国家開発委員会資料より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部（香港）作成

2. メーカー動向

中資系大手は近年、外資系メーカーを活用する取り組みが活発化（図表2）。

✓ 外資系メーカーの買収：

薬価引下げを背景に参入企業間の競争が激化するなか、これまでジェネリック薬主体であった中資系大手は、外資系メーカーを買収することで、技術力や海外における販路の獲得を目指す。

✓ 外資系メーカーとのライセンス契約締結：

中国内においてパテント薬を製造・販売するライセンス契約を外資系メーカーと締結することで、付加価値の高いパテント薬分野を強化。

《 図表 2：中資系メーカーの動向》

概要	年	企業	内容
外資系メーカーの買収	2016	人福医薬 (国内 28 位)	胆石症や高血圧などのジェネリック医薬品に強みを持つ米 Epic Pharma の傘下企業 2 社を 5.5 億米ドルで買収し、海外展開を加速させる
		復星医薬 (国内 14 位)	ジェネリック薬、注射器の製造・販売を手掛けるインドの Gland Pharma の 株式 86% を 14 億米ドルで取得
		方盛製薬 (国内 358 位)	米抗がん剤メーカー Lipo Medics の 30% の株式を 1 千万米ドルで取得。同社への出資を通じて、抗がん剤事業に間接参入する狙い
ライセンス契約の締結	2017	京新薬業 (国内 93 位)	イスラエルの製薬会社 Pharma Two B の株式 5% を 500 万米ドルで取得し、同社が開発中のパーキンソン病向けの新薬を中国で販売する権利を取得
	2016	浙江海正薬業 (国内 71 位)	富士フィルムと抗インフルエンザウイルス薬の有効成分の特許ライセンス契約を締結。中国で抗インフルエンザウイルス薬の開発・生産・販売を目指す
		江蘇恒瑞医薬 (国内 19 位)	オンコリスバイオファーマが開発中の腫瘍溶解ウイルスについて、中国・香港・マカオでの独占的ライセンス契約を締結

(資料) 新聞報道などにより三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

一方、外資系メーカーについては、以下に挙げた取り組みが活発化（図表 3）。

✓ **現地ニーズを踏まえた製品ポートフォリオの拡充：**

ジェネリック薬の製造を強化することで、これまで医薬品アクセスが不十分であった内陸部や三線都市以下の中小病院における需要拡大を取り込む動きが活発化。また、現地ニーズの見込める製品の拡充を図っている。

✓ **販売ルートの拡充：**

シェアを維持・拡大していくためには、効率的に販路を拡大する取り組みが不可欠。こうした中、自社の販売体制を強化する動きに加えて、既に内陸部に進出して医療機関や卸売業者とのネットワークを構築している中資系メーカーとの協業を図る取り組みに注力。

また、こうした取り組みについては、中資系メーカーとの買収・合弁設立・戦略提携の締結といった打ち手を通じて進める動きが多く見られる。

《 図表 3：外資系メーカーの動向① 》

概要	年	企業	内容
現地ニーズを踏まえた製品の拡充	2017	エーザイ	フィンランド Orion 社が保有するパーキンソン病治療剤について、中国での独占販売権を獲得
		大塚製薬	米アケビア社と共同開発している腎性貧血治療薬について、中南米を除くカナダ・豪州・中国等での開発・販売ライセンス契約を締結
	2016	参天製薬	医療用眼科薬のジェネリック薬を製造するため、流通大手の重慶製薬（集団）傘下で抗感染症や眼科などの領域を手掛ける製薬会社「科瑞製薬」と合弁を設立
	2015	エーザイ	既存の新薬事業に加えて、新たにジェネリック事業に参入するため、中国ジェネリック薬メーカーの遼寧天医生物製薬を 5 億元（約 96 億円）で買収し 100%子会社化
販売ルートの拡充	2016	富士フィルム	医薬大手華潤集団に出資（8.2 億香港ドル）するとともに、ヘルスケア分野での協業を発表。同社の販路を活用して、医薬品事業の拡大を目指す
		丸紅	中国全土に約 240 の物流拠点を持つ復星医薬と合弁会社を設立し、日本製の医薬品を医療機関などに販売する計画を発表
		武田薬品工業	2016 年に中国での医薬情報担当者を 2012 年比で 4 割増の 1,400 人まで増加し、胃潰瘍や前立腺がんなどの生活習慣病の治療薬販売を強化
	2015	アステラス	2014 年日本で発売した前立腺がん薬の臨床試験を開始し、2020 年までに中国発売を目指す。2019 年までに営業体制を約 25%増の 1 千人以上にする

（資料）新聞報道などにより三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部（香港）作成

このほか、生産能力増強・R&D 機能の強化といった取り組みも多く見られる (図表 4)。

- ✓ 今後、市場拡大が見込まれる中、需要拡大を見据えて生産能力の増強に取り組む動きも活発化。
- ✓ また、欧米勢については研究開発機能の現地化を進めることで、政府との関係強化を図り、短期間で新薬の投入を目指す動きが目立つ。

《 図表 4 : 外資系メーカーの動向② 》

概要	年	企業	内容
能力増強 ・ R&D 機能 の強化	2016	Pfizer	中国における新薬承認・審査に要する時間の短縮を図り、バイオ技術センターの建設に着手。投資額は 3.5 億米ドルで、2018 年を目処に完成予定
		Novartis (スイス)	スイス、米国に続く 3 ヶ所目のグローバル R&D 拠点を設立。中国を含むアジア地域に多い疾患の新薬開発に取り組む
		Merck (米)	糖尿病と心血管系疾患、甲状腺障害の治療薬を主力製品とする工場が正式稼働
		協和発酵 キリン	上海の工場敷地内に固形剤を作る新棟を設け、商業生産を開始すると発表。新棟建設の投資額は約 10 億円で、生産能力は年 80 百万錠
		Hanmi Science (韓)	韓国製薬大手のハンミサイエンスは、2026 年までに約 2 億米ドルを投じ、医薬品や機能性食品の生産設備や研究開発センターを設ける方針を発表
	2015	田辺三菱製薬	天津市で建設を進めてきた新製剤棟が完成したと発表。中国における過敏性腸症候群治療薬などの年間生産能力が従来の 2 億錠から 3 億錠に拡大する
		エーザイ	江蘇省蘇州市に末梢性神経障害治療剤やカプセル剤を含む固形剤の生産棟を新設。投資総額は約 4 億元 (約 76 億円)
第一三共		北京における点滴用抗菌剤の新生産ラインが竣工	

(資料) 新聞報道などにより三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

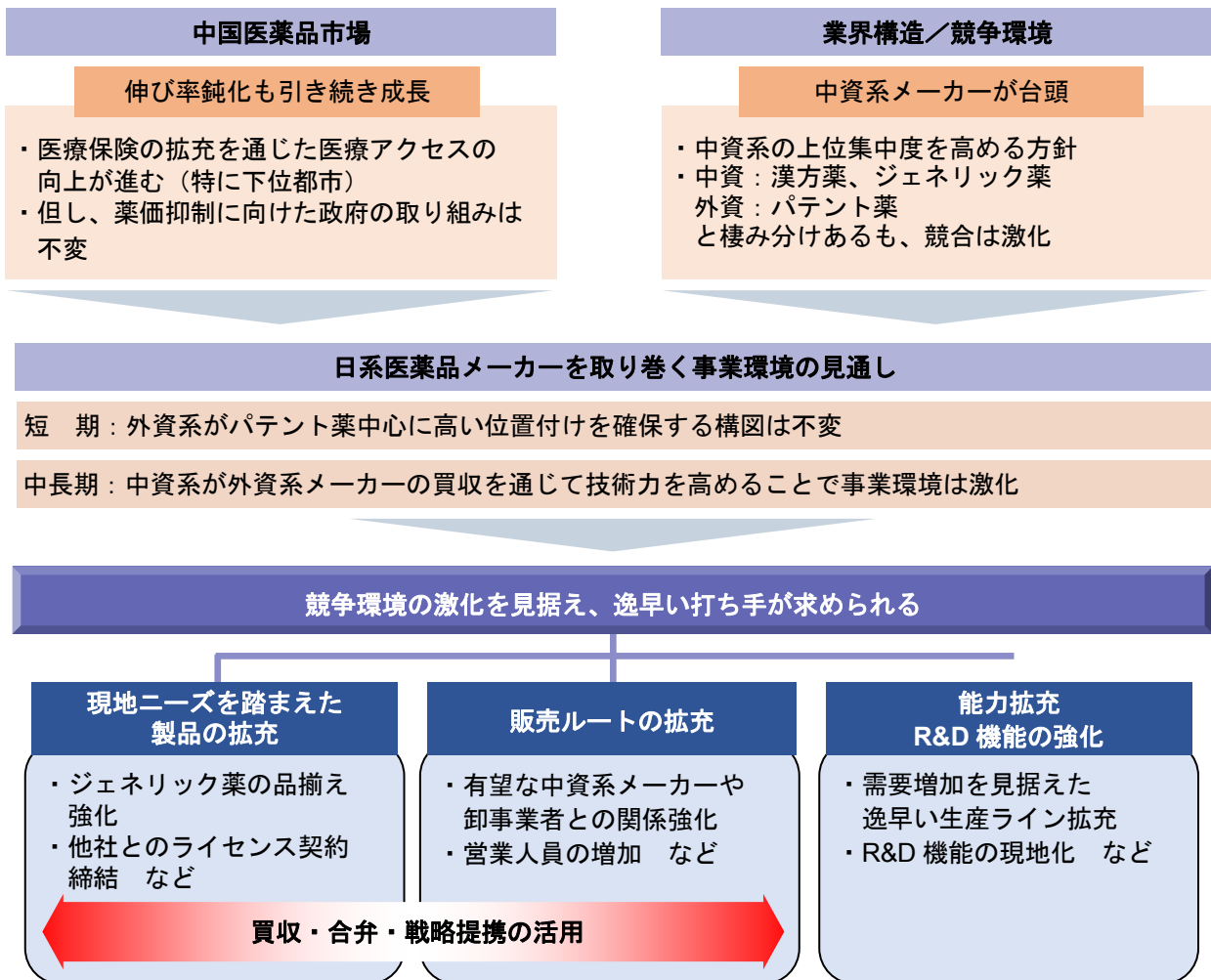
3. まとめ

中国の医薬品市場は、近年、伸び率こそ鈍化しているものの着実に拡大。市場規模は 2016 年には 2.5 兆元を突破し、日本を抜いて米国に次ぐ世界 2 位となっている。今後については、中国政府による薬価抑制の取り組みを背景に引き続き伸び率こそ鈍化しようが、医療アクセスの向上を受けて引き続き堅調な成長が見込まれる。

メーカー国籍別で見ると、中資は漢方薬・ジェネリック薬、外資はパテント薬といった棲み分けが形成されている。しかしながら、政府の医療費抑制方針から薬価に対する下押し圧力が強まる中、中資メーカーは近年、外資系メーカーの買収を通じて高付加価値医薬品の獲得に注力しており、中長期的には中資系メーカーの台頭が見込まれ、競争環境は激化しよう。

従来、外資系メーカーが得意としてきた分野での競争激化が不可避となるなか、我が国メーカーとしては、現地ニーズを踏まえた製品投入、内陸部や三線以下の都市における販路拡大、現地生産を通じた生産能力の拡充及び R&D 機能の強化といった取り組みが不可欠。なお、製品や販売ルートへの拡充といった取り組みに際しては、有望な中資系企業（メーカー、卸など）の買収合弁設立・戦略提携の締結といった動きが重要となろう。

《 図表 5：今後の展望と日系メーカーに求められる取り組み 》



(資料) 各種資料を基に三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

Appendix : 中国の医薬品流通業界の概要

2015 年度の中国医薬品流通業界の販売総額は 1.6 兆元。上位 3 社の市場シェアは 33.5% に留まっており、数多くの中小卸が存在。複雑な流通構造となっているため流通コストが高くなり、医療費負担を押し上げる一因となっている。

- ✓ 全国レベル、地方レベルに分かれた重層的な流通構造。参入企業数は 1 万 3 千社。
- ✓ 中資系の上位医薬品メーカーが、卸事業を含めて事業展開するケースが散見される。

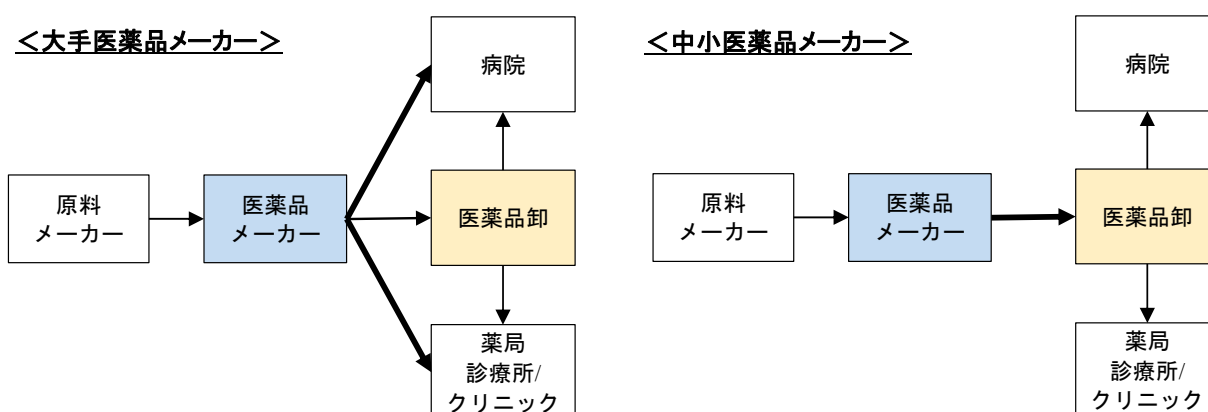
13 次 5 カ年計画において、中国政府は卸統合や「両票制」の全国導入により、医薬品流通業界の合理化を進める方針。

《 付表 1 : 中国の医薬品卸上位 10 社 (2015 年) 》

社名	英文社名	売上高 (億元)
中国医薬集団	Sinopharm	2,776
華潤医薬商業集団	China Resources Pharmaceutical	988
上海医薬集団	Shanghai Pharma	985
九州通医薬集団	Jointown Group	496
広州医薬	Guangzhou Pharma	323
南京医薬	Nanjing Pharma	247
重慶医薬 (集団)	Chongqing Pharma	243
華東医薬	Huadong Medicine	217
中国医薬健康産業	China Meheco	206
安徽華源医薬	Anhui Huayuan	177
合計		6,658

(資料) 商務部「薬品流通工業運行統計分析報告 2015」より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

《 付表 2 : 医薬品の流通形態 》



(注) 線の太さは流通量の違いを表す。

(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 戦略調査部 (香港) Chrissy Huang

住所 : 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL : 852-2249-3079 FAX : 852-2521-8541 Email : chrissy_sj_huang@hk.mufg.jp



「債券通」と中国債券市場の対外開放について

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

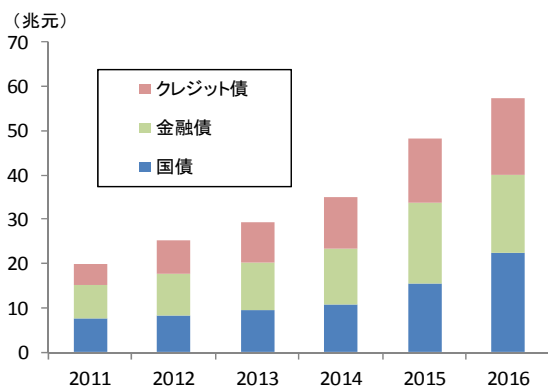
皆川 温

1 はじめに

近年、中国本土の債券市場は急速に拡大し、米国・日本に次ぐ世界第3位の市場規模にまで成長した。一方、債券保有者は国内商業銀行中心で裾野の広がり乏しく、海外投資家の保有割合は未だ限定的だ。国債の保有割合でみると、海外投資家の保有比率は3%程度に留まる。こうした中、中国当局は、海外投資家の参入活性化に向けた枠組みの整備を漸進的に進めてきた。今年7月には、海外投資家の参加要件・手続を従来の制度より大幅に簡素化させた枠組みである「債券通」(Bond Connect)が新たに導入され、中国本土外の投資資金の呼び水になることが期待されている。

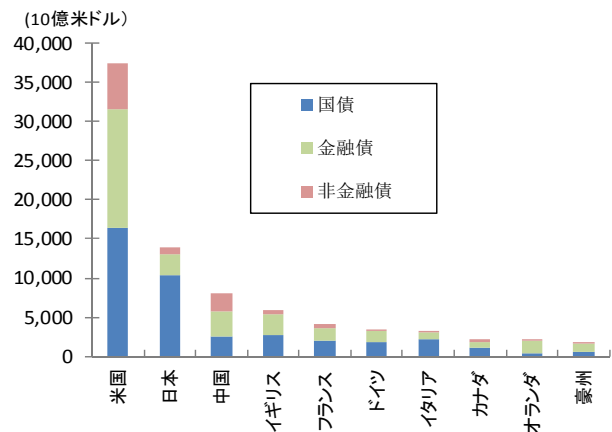
本稿では、「債券通」に焦点を当て、中国本土の債券市場の対外開放状況をレビューするとともに、海外投資家の今後の参入見通しについて展望する。

【図表1】中国債券発行残高の推移



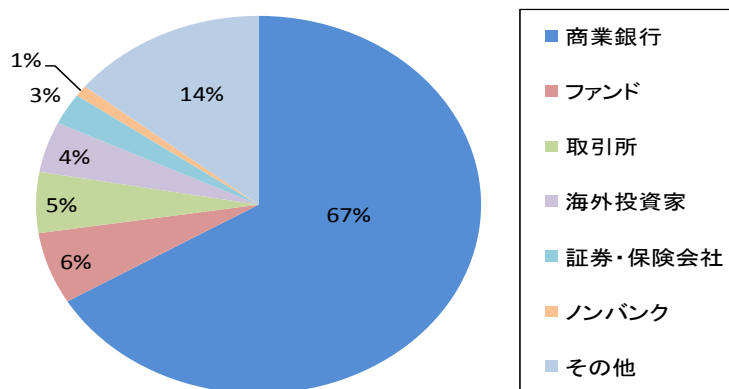
(出所: Wind)

【図表2】国別債券市場規模比較 (2016年末)



(出所: BIS)

【図表3】中国国債の投資家構成 (2017年8月末時点)



(出所: Wind)

2 中国債券市場の対外開放の歴史

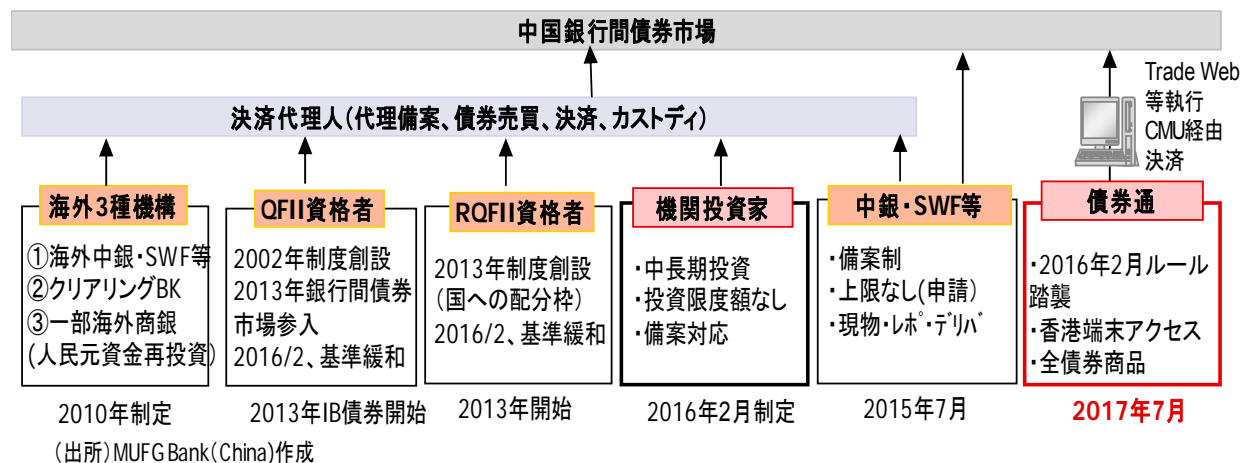
中国債券市場の対外開放の歴史は短く、長らく国内投資家のみが参加できる市場であった。2009年に国境を跨ぐ人民元資金決済が開放されたのを契機に、債券市場の対外開放も徐々に進展した。

まず2010年、海外の中央銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド（以下、「SWF」）、人民元決済の多い商業銀行に対し、条件付での債券市場への参加が認められた（所謂「海外3種機構」制度）。その後、QFII/RQFII 制度¹の導入により一般の適格投資家の参入も可能となった。然しながら、QFII 制度における株式と債券の投資比率制限やロックアップ期間、RQFII 制度における国家単位の承認枠制度など、様々な制限が設けられていた。また、これらの枠組みは全て中国金融当局による事前審査制が採択され、当局が認めた承認額の中でのみ海外投資家は取引が認められていた。

債券市場の対外開放の動きが加速したのは、2015年夏以降だ。2015年7月、中国当局は、海外の中央銀行や SWF 等を対象に、債券投資において大幅な緩和を發布した。これまで付していた投資上限を撤廃しつつ、従来の事前審査制から届出制に変更、中国銀行間債券市場への直接的なアクセスも認めた。同年9月末には、海外中央銀行等に対して債券購入目的の為替やデリバティブ取引も自由化し、同年11月のIMF総会において人民元のSDR通貨入り承認を目指し、対外開放が進展した。

さらに、2016年2月には、中長期投資を前提とする機関投資家にも、海外中銀等と同様の緩和を容認した。これにより、海外投資家が中国債券に投資を検討する際には、中国当局からの事前承認は不要となり、申請ベースで投資額を設定することが可能となった。次章にて詳細言及する「債券通」の枠組みは、2016年2月に發布された緩和内容を踏襲しつつ、中国銀行間債券市場への新たなアクセスルートの設置として位置づけられる。

【図表4】債券市場開放の制度比較



3 「債券通」について

I 概要

「債券通」は、今年7月に香港返還20周年を記念して新たに導入された制度で、香港と上海の債券市場を接続する枠組みだ。今回は、「北向き」、すなわち海外投資家の中国市場へのアクセスのみ解禁されたが、将来的には中国の投資家が香港市場に参加できる制度（「南向き」）の解禁も予定されている。

¹ QFII: Qualified Foreign Institutional Investor, RQFII: RMB Qualified Foreign Institutional Investor

中国政府が「債券通」を導入した背景には、海外投資家にとって中国本土よりも馴染みが深くアクセスしやすい香港を入口として本土の債券市場を活性化させようという意図がある。現行の経済5ヵ年計画（2016年～2020年）においても資本市場の対外開放は政策目標の一つに掲げられており、「債券通」が持つ象徴的な意義は大きいと言えよう。

II 制度設計、取引システム

「債券通」の枠組みにおいて、従来方式と最も異なる点は、取引執行や決済方法にある。「債券通」では、中国内の金融機関や清算機関に「自身」の名義で口座を作ることが求められない。また、自身の所有する操作端末（Trade Web など）を通じて中国内の適格債券マーケットメーカー行と取引を執行する形式となる。中国内への口座開設やアクセスが必要とされない一方、香港金融当局が運営するCMU（Central Market Unit）を介して資金/債券が決済されることが、「債券通」の「北向き」取引の主な特徴だ。

中国本土の外側で参加手続や債券売買を完了できる仕組みは、一部の海外投資家にとって新規参入のハードルを引き下げるものとなろう。今後、海外投資家は、従来のような債券決済代理人を経由したアクセスと、「債券通」経由のアクセスの双方の利便性を比較しつつ、併用することが予想される。

4 今後の中国債券市場開放の展望

これまでの漸次的な規制緩和や人民元 SDR 入り、「債券通」の導入を経て、海外投資家の参入は堅調に伸びている。とりわけ、8月には海外投資家の CD 購入が大幅増になるなど、着実な成果が見られる（図表5ご参照）。

【図表5】海外投資家による債券保有額推移

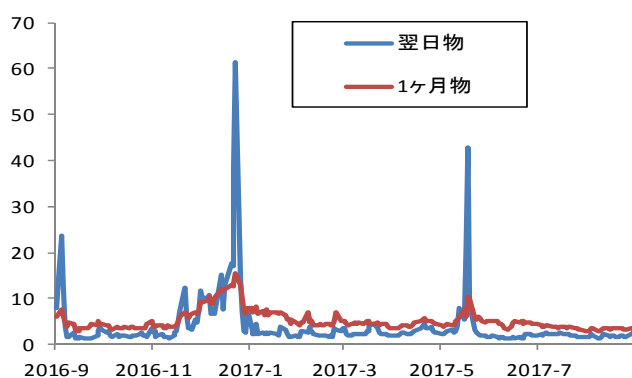
金額単位： 億元	国債	政策 銀行債	クレジット債 (中長期)	CP/SCP	CD	合計
2016-01	2,507	2,045	650	52	105	5,359
2016-02	2,526	1,935	631	35	94	5,220
2016-03	2,805	1,945	617	46	82	5,495
2016-04	2,861	2,028	625	54	62	5,629
2016-05	2,955	2,014	625	54	57	5,705
2016-06	3,182	2,080	632	52	162	6,109
2016-07	3,219	2,162	616	38	95	6,130
2016-08	3,449	2,460	597	45	172	6,724
2016-09	3,860	2,828	582	30	56	7,355
2016-10	3,980	2,937	558	29	45	7,548
2016-11	4,167	2,920	551	37	49	7,725
2016-12	4,237	3,046	522	26	21	7,851
2017-01	4,218	2,837	479	24	22	7,580
2017-02	4,180	2,849	471	20	25	7,545
2017-03	4,203	2,912	469	22	54	7,660
2017-04	4,238	2,979	478	23	126	7,844
2017-05	4,289	2,971	464	24	141	7,889
2017-06	4,489	3,075	442	10	234	8,250
2017-07	4,868	3,071	453	13	245	8,649
2017-08	4,978	3,098	480	31	883	9,469

(出所) WIND、CCDC、SCHデータより作成

今後を見通した場合、海外投資家の本格参入に向けた大きな追い風になり得るのは、主要債券インデックスへの中国債券市場の組み入れだろう。近年の中国市場の対外開放に足並みを合わせ、CitiやBloomberg Barclaysといった大手ベンダーが中国市場を組み入れた債券インデックスを公表している。今後、より投資家の注目度の高い主要債券インデックスへの組み入れも期待されており、組み入れ後には海外投資家からの投資資金流入は大きく増加することが見込まれる。

他方、海外投資家の参入を阻害し得る要因としては、オフショア人民元の調達環境の不安定性が挙げられよう。海外投資家は中国債券市場への投資に際してオフショア人民元を新たに調達/購入する必要があるが、オフショア人民元は流動性が低く、金利の変動幅が大きい。2016年後半以降は、PBOCの金融政策が引き締め気味に転じたことで生じたオンショア人民元の流動性逼迫に影響され、オフショア人民元金利が急騰する事態も発生している。通貨としての調達安定性の向上は、今後の課題と言えよう。

【図表6】 オフショア人民元金利の推移 (HIBOR)



(出所: Bloomberg)

中国は、金融危機後の過度な金融緩和を発端にシャドーバンキング問題や企業の債務拡大、また住宅市場のハードランディング・リスクなど、多くの課題を抱えながらも、硬軟入り混じった政策を発動しながら、ここまで堅調な成長を遂げてきた。資本市場・金融市場の対外開放についても、2016年前半頃までは拡大施策が発動される一方、2016年夏場からは資本流出・人民元安対策から一時的に規制強化的な政策が相次いだ。茲許、マクロ数値や市場の動きが落ち着く中、緩和方向の政策発動が再び見られ始めている状況にある。

今後も、中国金融当局は、投機的な動きを排除しつつ、「持続的な経済・金融市場の発展」、「対外開放の推進」という相反する目的の達成に向けて邁進しよう。一方、海外投資家は、安心して中国銀行間債券市場に参入するために、制度の透明性と安定性の向上を中国当局に求めることが予想される。将来的な中国債券市場の海外投資家比率の向上のためには、中国当局の政策運営の安定性は不可欠な要素だと言えよう。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部

皆川 温

E-mail: atsushi_minagawa@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2976



華南ビジネス最前線 第 34 回 ～広東省・香港・マカオ 粵港澳大湾区開発推進に関する枠組協定に調印

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店
業務開発室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 34 回目となる今回は、中国国家発展改革委員会と広東省、香港、マカオ地区政府が発表した「広東省・香港・マカオ協力深化、大湾区建設推進に関する枠組協定」の内容について取り上げます。

(ご質問内容)

最近、粵港澳大湾区開発推進に関する枠組協定が調印されたと聞きました。その内容について教えてください。

7 月 1 日、中国国家発展改革委員会と広東省、香港、マカオ地区政府は「広東省・香港・マカオ協力深化、大湾区建設推進に関する枠組協定」(以下「本協定」)に調印しました。「本協定」は広東省と香港、マカオの一体的開発・発展を推進していくものであり、本稿ではその概要を紹介いたします。

1. 背景

粵港澳大湾区(以下「大湾区」)は広東省珠江デルタ地域の 9 市(広州・深圳・東莞・珠海・佛山・惠州・中山・江門・肇慶)および香港とマカオで構成され、総面積は 5.6 万 km²、総人口は 6,700 万人超からなります。同地域は恵まれた立地環境にあり、2016 年世界コンテナ取扱量上位港のうち、第 3 位深圳港、第 5 位香港、第 7 位広州港はこの地域にあります。また、同地域は中国における重要な経済地域でもあり、2016 年の GDP 総額は 9.4 兆元、中国全体の GDP (香港・マカオを含む)比の 12%を占めています。

表 1:【大湾区開発に関するこれまでの流れ】

2004～2009 年	広東省、香港、マカオの各政府は珠江デルタ地域の 9 市と香港、マカオ共同発展の戦略を策定するため、調査・研究を実施
2011 年 1 月	研究成果に基づいた「珠江河口地域を住みやすいベイエリアに建設するための重点行動計画」が発表され、一体的発展のために各政府が協力を開始
2015 年 3 月	国家発展改革委員会が発表した「シルクロード経済ベルトおよび 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」において、同地域の発展戦略を大湾区の構築に引き上げる方針を公表
2016 年 3 月	第 13 次五ヵ年計画(2016-2020)では、大湾区を世界有数の都市群にする構想が盛り込まれる
2017 年 3 月	国務院(内閣)の政府活動報告において大湾区都市群の発展計画策定に言及され、正式な国家戦略に格上げされる
2017 年 7 月	本枠組み協定調印

経済の発展に伴って土地や人件費の高騰、環境問題の深刻化など諸問題が顕在化したことは、広東省における持続的な経済発展の阻害要因となりつつあります。一方で、香港およびマカオの経済は特定産業に依存しており、香港では2015年度、金融・貿易・物流、専門サービス、観光の4大産業におけるGDP比は全体の約57%を占め、マカオはカジノ産業だけで全体の約60%を占めています。こうした環境下、各都市の産業発展の相互補完・イノベーション協力強化により経済発展に新しい原動力を与え、更に土地資源の集約利用と環境の共同保護で良質な生活圏を構築することは喫緊の課題となっていました。

2. 主な内容

本協定は、広東省・香港・マカオ間協力強化による大湾区開発・発展推進に関する指針となります。2017年7月1日に発効し、有効期間は5年となります。その概要は次頁の通りです。

3. まとめ

大湾区戦略の根本的な目的は大湾区各都市の経済の融合を通じて、地域全体の総合的競争力を引き上げることにあります。ただし、各都市の経済をうまく融合させるためには、インフラ施設の連結や市場の一体化、自由な資金移動、人の自由往来等が不可欠となります。

現在進行中の大型越境インフラプロジェクトの代表的なものは、港珠澳大橋（2017年末に完工予定）、広深港高速鉄道（2018年第3四半期に開通の見込み）、蓮塘／香園圍口岸（新出入国管理所、2018年末に落成予定）などが挙げられます。これらインフラ施設の使用開始により、今後、大湾区都市間の移動時間は大幅に短縮され、香港からマカオ・珠海・深圳前海までは約45分、広州・中山・江門までは約1時間、その他都市までは約3時間での移動が可能となります。

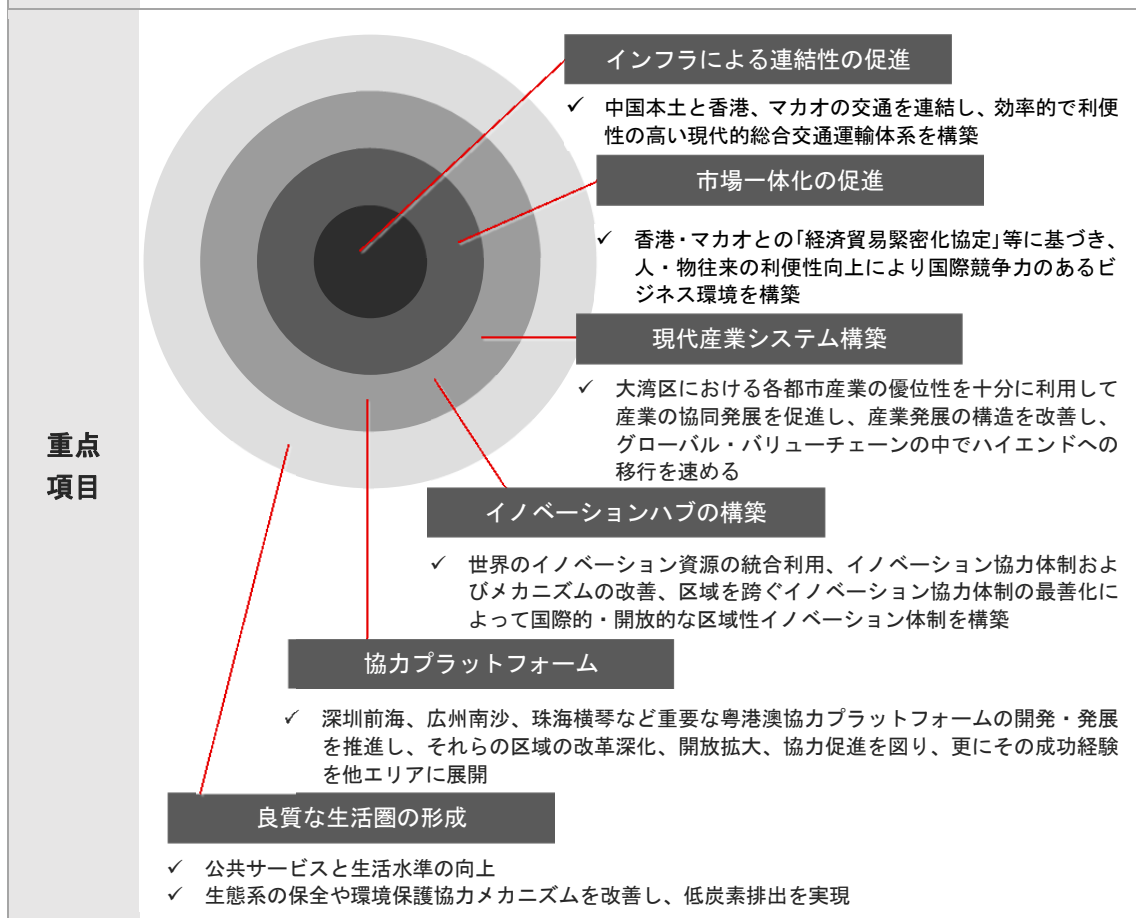
総合的な競争力向上のためには、大湾区都市間の提携や産業の相互補完による一本化した経済体系の構築が重要となりますが、深圳前海（以下「前海」）では既にその試みが始められています。前海では「香港資本のサービス産業を1,000億元超の規模へ発展させる」などの目標が掲げられ、香港企業に対し土地の3分1以上を提供することや、香港の金融産業の会社設立支持策を打ち出しています。大湾区各都市の産業にはそれぞれ強みがあり、例えば香港では金融、深圳はイノベーション、広州では製造業といった分野に強みがあります。今後、企業の資金調達を香港で行い、研究開発は深圳、製造は広州でといったようなサービス体系が大湾区内で構築できれば、地域発展の潜在余地は大きいと言えます。

一方、香港企業向け中国市場開放策であるCEPA（香港・中国経済貿易緊密化協定）では、一部業種において香港のサービス提供者に対する制限が引き続き存在しているほか、中国本土の外貨管理制度や大湾区都市間の自由往来制限などは大湾区開発発展の課題となっています。今後、本協定に基づき、大湾区発展の重大問題の解決と協力事項の調整のため、定期的な合同会議の開催や年次作業計画の策定が行われるとされており、同地区の課題解決に期待がされています。弊室では引き続き関連政策をフォローしていきたいと思っております。

（本稿は香港の隔週誌香港ポスト2017年8月25日号掲載分を一部修正したレポートです）

表2：【本協定の主要内容】

目的	「一国二制度」方針の実行、協力メカニズムの革新・向上、相互補完的な協力関係の構築、大湾区の共同開発推進	
目標	全体 <ul style="list-style-type: none"> ■ 大湾区を活力ある経済区域や、居住・就業・娯楽に適した良質な生活圏、広東省・香港・マカオ協力深化のモデル区、世界一流のベイエリアなど、世界有数の都市群へと成長させる 	
	広東省 <ul style="list-style-type: none"> ■ 全国改革開放の先行地域および地域経済の牽引役として、科学技術・産業イノベーションセンター、ハイエンド設備製造業・現代サービス業の拠点構築の強化 	
	香港	■ 国際金融・海運・貿易三大センターの地位向上
		■ 世界オフショア人民元ハブの地位と国際資産管理センター機能の強化
		■ 専門サービスとイノベーション・テクノロジー産業の振興
マカオ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界的観光レジャーセンターの整備 ■ 多元的および持続的な経済発展の促進 	



三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：hiroki_kawakami@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3002

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

**最近の外国投資促進新政策の公布及び新「外資系企業投資産業指導目録」の発表**

KPMG 中国
税務パートナー
華南地区日系企業サービス
陳蔚 (Chen Vivian)

李克強首相は 2016 年 12 月開催の国務院常務会議において、さらに対外開放度合いの引上げに注力し、公平な競争環境の整備をしなければならないと指示をした。具体的に、外資系企業の先端製造業（ハイエンド、インテリジェンス、環境分野など）及び生産関連サービス業（インダストリアルデザイン、現代物流など）への投資を促進するため、「外商投資産業指導目録」（以下「目録」）及び外資系企業投資に関連する法令の改正が必要であると示唆し、外資系企業に対する投資に際する内国民待遇とネガティブリスト方式を前提とした普及拡大を明確に要求した。

上述指示を貫徹するため、国務院、商務部、国家発改委等部門は一連の対外開放を拡大し、外資投資を促進する措置を公布した。

1. 主要な対外開放措置の公布

国務院は 2017 年 1 月に、「対外開放の拡大と外資の積極的利用に係る若干の措置に関する通知」（国発【2017】5 号）を公布し、対外的開放の拡大と外資系企業投資のための措置 20 項目を提示して、従来からの「目録」を改訂し、外資系企業のサービス業、製造業、採鉱業への開放レベルを一層緩和することを明確にした。

また、外資導入を拡大させ、より高水準な対外開放環境を構築するため、中国政府は 2017 年 7 月 28 日の国務院常務会議で、下記 5 つの重要な措置を提出し、2017 年 9 月までに施行する予定と明言した；

- 1) 自由貿易試験区で試行された外商投資参入に際する内国民待遇とネガティブリストを全国へ普及拡大し、外資法律体制を改善
- 2) 海外投資者は中国国内の居住者企業からの未処分利益を直接奨励類投資項目へ使用した場合、税金納付を繰り延べて、暫く源泉徴収所得税は徴収されない
- 3) 一部製造業及びサービス業の外商投資持分比率制限を解除し、地方で多国籍企業の地域本部の設立を奨励
- 4) 国家レベルの開発区の投資管理権限を拡大し、特定の外資利用項目に対して、建設用地を優先的に保障する。特に、西部地域及び東北老工業基地の国家レベル開発区における科学技術、環境保護等の領域の建設に対する支援を拡大
- 5) 年内に外国人材ビザの発行範囲を拡大し、有効期間も延長し、外国人材の就労許可規制を緩和させる

2. 外商投資産業指導目録の改定について

国家発展改革委員会（以下「国家発改委」）と商務部は共同で2017年6月28日付け「外商投資産業指導目録」の2017年改訂版（以下「新目録」）を発表した。同目録は2017年7月28日から施行され、同時に2015年改訂版（以下「2015年版目録」）を廃止した。

中国における外商投資項目は、奨励類、許可類、制限類、禁止類の4種類に分類され、分類ごとに審査認可権限や享受できる優遇政策などが定められている。1995年に初めて「外商投資産業指導目録」が公布されて以来、その時期の外資政策を反映する形で数回にわたって目録の改正が行われてきた。今回、国家発改委及び商務部は、初めて「ネガティブリスト」の列举形式で15年版の目録を改訂した。

「新目録」は、従来同様に外商投資産業を、奨励類、制限類、禁止類の3つに分類しており、新目録に分類されないその他の産業は、外商投資許可類に分類される。

奨励類の外商投資項目には、関連する優遇措置（地方政府による外資系企業誘致優遇措置を含む）を適用できる。奨励類と許可類の外資系企業の設立と変更は利便性の高い届出制となった。また、制限類の外商投資項目は、外国人投資家の持分比率又は高級管理職に対する規制要求が定められているが、一定の審査認可手続きを経ることで外資系企業も参入できるようになった。禁止類の外商投資項目は、外資の参入を禁止している分野である。

具体的な変更点は下記の通り：

- 外資系企業のサービス業、製造業、採鉱業への参入規制の緩和

「新目録」は、外資規制措置63項目（制限類35項目、禁止類28項目）を据え置いて、「2015年版目録」の外資規制措置93項目（奨励類の持分比率規制19項目、制限類38項目、禁止類36項目）から、30項目が削除された。主な改訂内容は下記のとおりである。

業界	変更点
サービス業	道路旅客運送業、外国船の積荷仕分業、信用格付調査サービス業、会計監査、大型農産物卸売市場の建設・運営、総合水利施設の建設・運営などへの外資の参入規制を緩和
製造業	軌道交通設備製造業、自動車電子ネットワーク技術、電動パワーステアリング電子制御装置の研究開発及び製造、新エネルギー自動車用動力電池の製造、二輪車（オートバイ）の製造、海洋構造物（モジュールを含む）の製造と修理、船舶用低速・中速ディーゼルエンジンとクランクシャフトの製造、人工衛星（民需向け・商用衛星）の設計と製造、人工衛星（民需向け・商用衛星）のペイロード製造、食用油脂の加工、米・小麦粉・原糖の加工、トウモロコシの高度加工、液体バイオ燃料（エタノール燃料、バイオディーゼル燃料）の生産分野における外資の参入制限を解除し、且つ同一外国企業が中国で純電気自動車を生産する合弁企業の設立制限（2社を上限とする）を解消した
採鉱業	ケロジェン、オイルサンド、シェールガスなどの非在来型オイル・ガス資源の探査・開発、貴金属（金、銀、プラチナ）の探査・開発、リチウム鉱の採掘・選鉱、モリブデン、スズ（有機スズ化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモンと硫化アンチモンを含む）などの希少金属精錬分野への外資の参入制限が緩和された。

「新目録」では、奨励類項目にほとんど変化は見られないが、外資系企業の先進製造、ハイテク、省エネ・エコ、現代サービスなどの分野への投資を奨励している。15年版と比較すると、6項目が新たに追加され、7項目が削除された。新設された項目は、スマート救急医療機器製造、水監視センサー製造、仮想現実（VR）設備の研究開発・製造、3Dプリンター設備の重要部品の研究開発・製造、水素ステーションの建設・運営、都市部駐車施設の建設・運営などである。

● 外商投資禁止分野を追加

「新目録」は、15年版目録には無かったプロパガンダ活動を中心とした外商投資禁止項目が増設された。すなわち、移動体計測、図書、新聞、刊行物、オーディオ製品と電子出版物の編集業務、ラジオ・テレビ放送と衛星テレビ・ラジオ地上受信施設の設置、ラジオ・テレビ番組の輸入、インターネットニュース情報サービス、インターネット利用者向けの情報発信サービスといった項目が増設された。

また、「新目録」では15年版目録で規制されていた国内・国外の無差別規制を撤廃した。例えば、大型テーマパークの建設に際しては中国ローカル企業と外国企業に対し、プロジェクト審査と認可手続きを義務付け、ゴルフ場、別荘などの新規建設禁止に関する規制を撤廃した。

● 外商投資参入「ネガティブリスト」の統一適用

「新目録」の内容と構成を調整するため、「2015年版目録」の奨励類に関する条文から外国人投資家の持分比率要件に対する制限の部分制限類と禁止類の項目と合わせて、外商投資参入許可特別管理措置の範囲（すなわち外商投資参入ネガティブリスト）として統合し、外商投資産業目録の制限類（株式支配及び高級管理職に対する要求のあるもの）及び禁止類とあわせて中国全土に展開することとしている。また、ネガティブリスト対象外分野における外商投資プロジェクト及び企業の設立と変更の審査認可の範囲は届出制となったのが特徴的である。

3. KPMG の所見

● 対外開放分野の拡大

今回、新たに公布された「新目録」は、大枠で「2015年版目録」の方向性を踏襲している。外資企業の先端製造、ハイテク、省エネ・エコ、現代サービスの分野への投資を奨励し、サービス業、製造業、採鉱業分野の外資規制を一定程度緩和した。グローバルゼーションの新たな展開の期待から、中国は、本土企業の海外進出を積極的に奨励し、同時に外資の誘致を推し進め、本土企業の海外進出と並行して開放レベルを向上させている。

特筆すべきは、今回の外資系企業への規制緩和措置のほとんどが一般サービス業と一般製造業に限定されたことである。過年度に公布された「中国共産党中央委員会 国務院による開放型経済体制の構築に関する若干の意見」では、「金融、教育、文化、医療などのサービス業の秩序のある開放の推進（中略）、国家安全保障の前提で交通、電信などのインフラ施設及び採鉱業など関連分野への外資投資規制を段階的に緩和する」と明示している。このため、開放レベルがまだセンシティブな分野に対しては、外国人投資家は長期的な視点で静観する必要がある。

● 外商投資参入前内国民待遇とネガティブリストを組み合わせた管理モデル

中国は、外資誘致を一層促進するため外資系企業に対し、投資参入に際する内国民待遇及びネガティブリスト方式を組み合わせた管理モデルを実施する。「新目録」に明記されている投資参入特別管理措置（ネガティブリスト、外資投資プロジェクト制限類と禁止類）の適用対象外

となる外資企業の設立と変更は、承認制から届出制へと変更され手続きが簡素化された。

さらに、商務部は、2017年5月に「外商投資企業の設立及び変更備案管理弁法（意見募集稿）を起草・公表した。当草案によれば、非外商投資企業が、M&Aの戦略的な投資或いは吸収合併により外商投資企業に組織変更を行なう場合（外国投資者が中国国内の上場企業に対して戦略的投資を行う場合、或いは外資企業が投資対象上場企業に外国投資者の株主として加入する場合を含む）にも、すべて届出制管理に組み入れる予定である。

● 地方政府による外国投資誘致措置の容認

本文冒頭に言及した国務院の対外開放拡大に関わる20項目の措置のうち、「地方政府は法的権限範囲内で投資誘致政策を制定・公表することが認められ、雇用創出、経済成長、技術イノベーションなど貢献度の高いプロジェクトの立上げを支援して、企業の投資・運営コストを低減させる」と規定した。

国務院は2014年11月に「税金など優遇政策の整理・規範化に関する国務院の通知」（国発【2014】62号）を発表し、課税などの優遇措置に対し全面的な規範化を行うことを要求しており、さらに各地の行政機関と官庁は、特定企業及び投資者（又は管理者）に対して適用される課税や非課税項目及び財務支出に関する優遇措置を実施したが、当該整理業務は2015年半ばに中止された。

今回発表した20項目の措置により地方政府は外資系企業の投資誘致政策を再び制定・実施できるようになった。これらは新たな状況の展開による外資系企業の誘致を積極的に推進し、地域活性化を促進するという戦略的目標と合致している。外国人投資者は今後、プロジェクトの立地検討において、このことを十分に考慮しておくべきである。

「新目録」の発表及び一連の外資投資促進新政策の公表により、中国政府は国内投資環境を改善し、外資系企業の誘致を積極的に推進する決意が表れた。外国投資家が中国本土の投資及び事業展開において、これら外国投資の最新政策動向を理解の上、適切に自社の投資計画を立てて頂くことをすすめる。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市羅湖区深南東路 5001 号 華潤大廈 9F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大厦2階 北京市北京經濟技術開發区米華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大厦21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。